



育児休業、介護休暇を取得される方へ

育児休業手当金、育児休業支援手当金および 介護休業手当金の給付上限日額が変更になりました

令和7年8月1日より育児休業手当金、育児休業支援手当金および介護休業手当金（以下「育児休業手当金など」という。）の給付に係る給付上限日額は以下のように変更となりました。*

1 対象 「保険料の基礎となる標準報酬月額」が以下の月額以上となる組合員についての令和7年8月1日以降の休業期間に係る育児休業手当金など。

2 育児休業手当金

保険料の基礎となる標準報酬月額	給付上限日額
500,000円〔30等級以上〕（給付率67%の場合）	14,718円
500,000円〔30等級以上〕（給付率50%の場合）	10,984円

3 育児休業支援手当

保険料の基礎となる標準報酬月額	給付上限日額
500,000円〔30等級以上〕	2,855円

4 介護休業手当金

保険料の基礎となる標準報酬月額	給付上限日額
560,000円〔32等級以上〕（給付率67%の場合）	16,207円

※ 現在、育児休業手当金などを受給中の方も、給付上限日額の変更により給付金の受給額が変更となります。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当



03-5320-6827

共済組合からのお知らせ

● 育児休業
● 介護休暇
● 取得される方へ